（法附則第三条第一項の防災庁令で定める事由）

第二条　法附則第三条第一項の防災庁令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。

［一・二　略］

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（官報の発行に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　官報の発行に関する内閣府令（令和六年内閣府令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（行政機関の諸活動に関する事項） **第四条**　法第四条第二項第一号の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第六項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第六項若しくは第五十八条第七項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第六項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第六項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第七条第六項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第二項の訓令であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は当該訓令を定める機関の判断により公にされるもの ［二～二十　略］ **附　則** （経過措置） **第四条**　［略］ ２　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表の規定中「防災庁令」とあるのは、「防災庁令、復興庁令」とする。 **別表** 掲載項目：［略］ 掲載事項：［略］ 行政機関の命令（政令を除く。）：内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、防災庁令、省令その他の行政機関の定める規則（内閣総理大臣が内閣官房の所掌事務について定める規則を除く。） ［略］：［略］	（行政機関の諸活動に関する事項） **第四条**　法第四条第二項第一号の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。 一　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第六項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第六項若しくは第五十八条第七項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八条第六項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七条第六項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十四条第二項の訓令であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は当該訓令を定める機関の判断により公にされるもの ［二～二十　同上］ **附　則** （経過措置） **第四条**　［同上］ ２　復興庁が廃止されるまでの間における別表の規定の適用については、同表の規定中「デジタル庁令」とあるのは、「デジタル庁令、復興庁令」とする。 **別表** 掲載項目：［同上］ 掲載事項：［同上］ 行政機関の命令（政令を除く。）：内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令その他の行政機関の定める規則（内閣総理大臣が内閣官房の所掌事務について定める規則を除く。） ［同上］：［同上］

（法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由）

第二条　法附則第三条第一項の内閣府令で定める事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合とする。

［一・二　同上］

２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。